

利益相反の考え方について  
(案)

平成 30 年 7 月 12 日

内閣府（科学技術・イノベーション担当）

SIP の各課題において、PD が所属する組織（企業、大学、国研等）への資金配分については、利益相反の懸念を回避するべく、第 1 期の開始時より、以下の基本的な考え方に沿って、取り扱ってきたところ、これを再度、周知徹底する。

<基本的考え方>

・SIP は社会実装を目指した産学連携のプロジェクトであり、本来、民間企業が行うべき領域（競争領域）については企業負担としつつ、企業単独ではできないリスクの高い領域や、横断的な領域（協調領域）については、国費の対象負担とすべきもの。

・その上で、PD はプロジェクト全体を統括し、責任を負う立場にあり、予算配分権を有していることに鑑み、PD が所属する組織（企業、大学、国研等）への直接的・間接的な国費配分については、利益相反の懸念が生じないよう、十分注意して運用する必要がある。

・具体的には、PD が所属する組織（企業、大学、国研等）への直接的・間接的な資金配分の可能性がある場合には、当該選考にあたって PD は関与から外れる等意思決定プロセスに加わらないことが求められる。また、その結果として、PD が所属する組織に資金配分が行われる場合は、PD は内閣府とともに当該組織への配分が事業推進上必要不可欠であることを確認した上で、採択前に資金配分計画の詳細とともにその必要性をガバニングボード（公開）に説明し、承認を求めることとする。

・第 1 期においては、このような基本的考え方に沿って、PD が所属する組織（企業、大学、国研等）への直接的・間接的な国費配分については、極めて限定的となっており、第 2 期においても、引き続き、この考え方を維持する。また、実務上の実績を積み重ねつつ、運用指針等への明文化を行う。